

災害時等における車両の移動等の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）とエートス協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の移動等の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、高知県内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に円滑な応急対策を行うため、甲又は甲が道路啓開を要請した建設業者等（以下、「要請業者」という。）に対し、乙が車両の移動等の協力を行う場合の手続き等に関する基本的事項を定め、もって災害時における被害拡大防止及び災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

第2条（用語の定義）

本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害又はこれらの原因により生ずる被害
- (2) 車両 前号の災害により、自ら移動することができない車両その他物件

第3条（業務内容）

本協定により甲が乙に要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法第 76 条の 6 第 3 項に基づく車両の運転者等への移動命令の伝達、車両の移動
 - (2) 前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動
 - (3) 前 2 号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成
- 2 乙が行う業務は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）」により実施するものとする。

第4条（支援要請）

甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時における車両移動に関する要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

- 2 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

第5条（要請受諾）

乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

- 2 前項の受諾は、災害時における車両移動に関する受諾書（第2号様式）により通知するものとする。ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。
- 3 乙は、業務実施にあたっては、甲及び要請業者の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮したうえで、車両の適切な処理に尽力するものとする。

第6条（報告）

乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

- 2 乙の業務実施にあたり、その履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は、乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。
- 3 乙が業務を完了した場合には、甲に対し災害時における車両移動に関する完了報告書（第3号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で報告することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

第7条（費用負担）

業務の実施と第12条（訓練等への参加協力）に伴う乙の費用は、甲及び乙協議の上、甲が負担するものとする。

- 2 業務の実施に係る費用は、大規模災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

第8条（災害補償）

本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき乙が対処するものとする。

第9条（損害賠償）

第3条第1項第1号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、甲が補償する。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生が乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担する。

- 2 第3条第1項第2号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、乙と当該車両の占有者、所有者又は管理者との協議により決定する。
- 3 乙の業務実施により、第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議のうえ、決定する。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

第10条（個人情報の保護）

乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報（個人情報保護法で保護の対象となる個人情報）を取り扱う場合においては、法令の規定により、その保護に努めなければならない。本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

第11条（情報の提供及び連絡体制）

甲は乙に、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、要請業者に関する情報を提供するものとする。

- 2 乙は甲に、保有する車両移動機械やオペレーターの人数等の業務実施体制について、年度当初に報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、連絡先確認書（第4号様式）を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

第12条（訓練等への参加協力）

甲は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、乙に参加等協力を依頼することができる。

- 2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努める。

第13条（有効期間）

本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

第14条（協議）

本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、協議のうえ、決定する。

第15条（協定内容の変更）

甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

- 2 前項の場合には、変更後の事項を書面にて覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 3月 27日

甲 高知県土木部長



乙 エートス協同組合
理事長

